

平成 22 年 4 月 1 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19589004

研究課題名（和文） 文化的資産としての名勝地の概念及びその適用に関する基礎的研究

研究課題名（英文） A Basic Study concerning the concept and its application of Places of Scenic Beauty as Cultural Assets

研究代表者

平澤 毅（HIRASAWA TSUYOSHI）

独立行政法人国立文化財機構・奈良文化財研究所・文化遺産部・遺跡整備研究室長

研究者番号：00280610

研究成果の概要（和文）：本研究では、記念物の一類型である「名勝地」について、資料の収集・整理を基礎とした総括的資料を作成しつつ、名勝地の概念とその適用等について検討した。また、検討の過程においては、「文化的資産としての名勝地に関する座談会」を開催し、さらには、国際学術シンポジウム「名勝の現状と将来」（韓国・ソウル）での講演の機会も得て、中国・韓国・北朝鮮の名勝地に関する検討も行った。なお、包括的な成果は『文化的資産としての名勝地』として刊行した。

研究成果の概要（英文）：The result of this study has been brought to a conclusion in the report titled “Places of Scenic Beauty as Cultural Assets in Japan”. This report is consisted of nine chapters as of the contents. It contains basic references, which are the lists, statements and so on at Chapter IX., mainly of the designated or registered Places of Scenic Beauty by the Law for the Protection of Cultural Properties in Japan. Chapter I. shows the purpose and background of this research and the composition of this report. In the other seven chapters, they contain (i) the basic matters concerning the protection system of Places of Scenic Beauty in Japan [Ch. II.]; (ii) the examination of Places of Scenic Beauty according to each characteristic of cultural and natural, and their histories [Ch. III. & IV.]; (iii) the records of the examination with four Japanese experts, on March 11, 2009, who all are representatives of landscape research and design, and are especially the committee members for the Places of Scenic Beauty, under the Law[Ch. V.]; (iv) the states concerning the conservation of scenic sites in China and Korea [Ch. VI.]; (v) the examination of the related field, like as cultural landscapes, to the safeguarding of various places of scenic beauty [Ch. VII.]; and, (vi) some prospects for the future of places of scenic beauty [Ch. VIII.].

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2007年度 | 1,200,000 | 0 | 1,200,000 |
| 2008年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2009年度 | 1,300,000 | 390,000 | 1,690,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 3,300,000 | 630,000 | 3,930,000 |

研究分野：農学

科研費の分科・細目：園芸学・造園学

キーワード：景観、名勝、文化財保護

1. 研究開始当初の背景

文化庁が公開した「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書の骨子(案)」(平成19年4月11日付け第5回企画調査会資料)には、重要課題として「文化財の総合的な把握を行うための施策」、「国民の文化財保護への理解と参加を促進するための施策」、「様々な分野との連携方策」が挙げられており、これらの検討に際しては、「海外の文化遺産の保護制度との比較を行いつつ、我が国独自の視点(例えば無形文化財の視点や自然と文化をシームレスに保存してきた名勝や天然記念物の視点など)を大切にすることに留意することが必要」とある。名勝地は日本各地の風土の特色を強く反映した風景として古くから認知度の高い文化的資産である一方、平成10年(1998)に文化庁記念物課が示した名勝の指定重点によれば、その網羅性・代表性などに数多くの課題を有する。このように、日本において適切な文化財保護行政を推進していく上で、名勝地の本質とその価値に関する検討は喫緊の重要課題のひとつであった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、大正8年(1919)の史蹟名勝天然記念物保存法が公布・施行されて以来、約90年の歴史を有する「名勝」の保護に関わる制度の対象となる文化的資産としての「名勝地」について、これまで指定されてきた個別の物件に関する検討を通じてその概念の詳細を明らかにするとともに、当該概念の具体的資産への適用に係る将来にわたる展開の可能性を検討し、保護の在り方を検討するための総括的資料の作成を含む基礎的研究を行って、その成果を関係する研究者や行政担当部局等に普及し、もって日本全国各地に所在する名勝地の価値評価と保護措置に関する検討を活発化させることを企図したものである。

3. 研究の方法

本研究では、次の5つを骨子とした。
日本における名勝保護に関する資料の収集・整理
名勝の概念及びその適用に関する検討
「文化的資産としての名勝地に関する座談会」の開催
中国・韓国・北朝鮮の名勝地保護に関する検討
『文化的資産としての名勝地』の刊行

4. 研究成果

本研究においては、史蹟名勝天然記念物保存法[大正8年(1919)法律第44号]及び文化財保護法[昭和25年(1950)法律第214号]に基づく名勝保護の取組を基礎として、文化的資産としての名勝地の概念及びその適用について、文化的景観や自然公園との関係を踏まえつつ、体系的に取りまとめるとともに、関連する資料について総括的な編纂を行った。また、検討の過程においては、名勝に関する4名の専門家とともに「文化的資産としての名勝地に関する座談会」(平成20年度)を開催し、さらには、国際学術シンポジウム「名勝の現状と将来」(韓国・ソウル、平成21年度)での講演の機会も得て、中国・韓国・北朝鮮の名勝地に関する検討も行った。これらの包括的な成果は『文化的資産としての名勝地』として刊行した。

日本においてこのような包括的な検討をとりまとめた成果はこれまで無く、文化的資産としての名勝地の内容や価値を検討する上で、極めて重要な成果を示すことができた。また、名勝の評価及び保護において造園学が果たして来た重要な役割の一端も明らかにできたことは、造園学上も極めて意義深いものである。なお、世界的にみた日本の文化財保護の取組の中でも、極めて独特な名勝地に関する総括的資料を含むこれらの成果の普及は、日本における今後の名勝地保護のみならず、文化財や文化遺産の検討においても、重要な指針となると言える。

これらの包括的成果については、全9章から成る『文化的資産としての名勝地』において詳細に示したが、ここでは、その目次によって、その大要を示す。

* 『文化的資産としての名勝地』目次

序
文
例
言
目
次

・ 本研究の目的と本書の構成

(1) 本書の目的と背景

(2) 本書の構成

(3) 文化的資産ということ

・ 名勝地について

1. 「名勝」という文化財

(1) 「名勝」と「名所」

(2) 文化財保護法上の「名勝地」

2. 名勝地の指定等について

(1) 名勝の指定等

ア. 文化財保護法に基づく名勝の指定

- イ．文化財保護法に基づく記念物（名勝地）の登録
- ウ．都道府県・市区町村の文化財保護条例等に基づく名勝指定等
- (2) 指定・登録された名勝の所有と管理
- (3) 地域における名勝地（特に庭園）の維持管理
- (4) 指定等による補助と規制
- (5) 「指定等」と重要性
- (6) 名勝指定等一覧の意味
- (7) 法律に基づく名勝指定の趨勢
- (8) 条例等に基づく名勝地の指定等の趨勢
- 3．名勝指定等の基準及び説明について
- (1) 保存要目と指定基準
- (2) 指定・登録に伴う説明文
- (3) 時代に応じた再評価の必要性
- ．名勝地としての庭園と公園
- 1．名勝庭園の指定の沿革と展望
- (1) 史蹟名勝天然記念物保存法による指定
 - ア．内務省所管の時代（大正8年から昭和3年まで）
 - イ．文部省所管の時代（昭和4年から昭和24年まで）
- (2) 文化財保護法による指定
 - ア．文化財保護委員会所管の時代（昭和25年から昭和43年まで）
 - (ア) 第二類の指定解除と特別名勝の指定
 - (イ) 「記念物」と歴史的庭園
 - (ウ) 名勝庭園における新たな視点 - 近代庭園と遺跡庭園 -
 - イ．文化庁所管の時代（昭和43年から現在まで）
 - (ア) 庭園の名勝指定の推進
 - (イ) 発掘庭園の名勝指定
 - (ウ) 庭園の特別名勝指定の検討
 - (エ) 近年における庭園の名勝指定の重点
- (3) 多様な日本庭園の保護と文化の継承のために
- 2．近代の庭園と公園
- (1) 日本における近代の造園遺産
- (2) 近代の庭園
 - ア．文化的資産としての近代庭園
 - イ．近代庭園の名勝指定
 - ウ．近代庭園保護上の着目すべき類型
 - (ア) 別荘・別邸の庭園
 - (イ) 邸宅の庭園
 - (ウ) 公開園としての庭園
- (3) 名勝地としての公園
 - ア．日本における「公園」
 - イ．公園の名勝指定
 - ウ．名勝地としての公園の捉え方
 - エ．文化的資産としての公園の保護
 - (ア) 庭園と公園

- (イ) 名勝地と公園
- (ウ) 文化的景観と公園
- (エ) 文化的資産としての歴史的公園
- (4) 登録制度による近代の庭園・公園の保護
 - ア．登録基準と近代造園
 - イ．指定制度と登録制度
- (5) 近代の庭園・公園を保護する意義
- 3．庭園と史跡・天然記念物
- (1) 遺跡と歴史的庭園
 - ア．史跡指定と歴史的庭園
 - イ．名勝庭園における史跡との重複指定
- (2) 天然記念物と庭園
 - ア．動物と庭園
 - イ．植物と庭園
 - ウ．地質鉱物と庭園
- (3) 日本庭園の着想と昇華
 - ．自然の名勝地
 - 1．自然的名勝の指定の沿革と展望
 - (1) 史蹟名勝天然記念物保存法による指定
 - ア．内務省所管の時代（大正8年から昭和3年まで）
 - (ア) 内務省所管時代の指定における注目事例
 - (イ) 鋼索鉄道等の敷設に関する依命通牒
 - イ．文部省所管の時代（昭和4年から昭和24年まで）
 - (ア) 保存要目における項の追加
 - (イ) 国立公園法運用との調整
 - (ウ) 「名勝」の厚生省への移管に関する反論
 - (2) 文化財保護法による指定
 - ア．文化財保護委員会所管の時代（昭和25年から昭和43年まで）
 - (ア) 初期の新指定と特別名勝の指定
 - (イ) 自然的名勝の指定解除
 - イ．文化庁所管の時代（昭和43年から現在まで）
 - (ア) 自然的名勝の指定と長官裁定
 - (イ) 保存管理計画の策定推進
 - (ウ) 近年における自然的名勝の指定の重点
 - 2．自然的名勝における史跡・天然記念物との重複指定
 - (1) 自然的名勝における史跡との重複指定
 - (2) 自然的名勝における天然記念物との重複指定
 - (3) 重複指定の意味
 - ．文化的資産としての名勝地に関する座談会 [平成21年(2009)3月11日]
 - 1．「文化的資産としての名勝地に関する座談会」について
 - 2．「文化的資産としての名勝地に関する座談会」の記録

- ・中国・韓国・北朝鮮の名勝
- 1. 国際学術シンポジウム「名勝の現状と将来」について
 - (1) 国際学術シンポジウムの開催
 - (2) 中国・日本・北朝鮮・韓国における取組
 - (3) 韓国名勝の方向性
 - (4) 名勝保護の取組発展に向けての討論
 - (5) アジアにおける名勝地の評価と保護に関する交流
- 2. 中国における名勝地（風景名勝区）の保護
 - (1) 風景名勝区の制度とその構成
 - (2) 国家重点風景名勝区の審査
 - (3) 中国における風景名勝区の意義
- 3. 韓国・北朝鮮における名勝地（名勝）の保護
 - (1) 韓国における名勝の保護
 - (2) 北朝鮮における名勝地の保護
 - (3) 韓国・北朝鮮における名勝地保護の意義
- ・補論：文化的資産としての風景 - 名勝地と文化的景観の保護制度 -
- 1. 文化的資産としての風景
- 2. 日本における風致景観の保護・保全に関わる制度等の歴史
 - (1) 近世における名所・旧跡の保護と風景の整備
 - (2) 名所・旧跡の保存と近代公園制度の始まり
 - (3) 史蹟名勝天然記念物の保存と文化財の保護
 - (4) 国立公園による自然の風景地の保護と利用
 - (5) 古都における歴史的風致の保存と伝統的な町並み及び集落の保存
 - (6) 史跡における景観整備
 - (7) 公園緑地、地域計画等における資産の景観整備
 - (8) 近年の取組と文化財保護法の改正等
 - (9) 文化遺産としての風致景観の保護・保全に関する新たな展開
- 3. 記念物と文化的景観
 - (1) 文化財保護法における「記念物」及び「文化的景観」の定義
 - (2) 記念物と文化的景観の価値の捉え方
 - (3) 記念物と文化的景観に対する保護措置の考え方
 - (4) 保護制度の拡充と「文化財」の概念
- 4. 文化的資産としての風景の保護制度 - 名勝と重要文化的景観 -
 - (1) 名勝地の保護
 - ア. 指定及び解除
 - イ. 管理団体による管理及び復旧
 - ウ. 現状変更等の制限等
 - エ. 保存管理計画
 - (ア) 名勝における保存管理計画の構造

- 及び基本方針
- (イ) 自然的名勝における保存管理計画策定の考え方
- (ウ) 庭園における保存管理計画策定の考え方
- オ. 保存修理事業等
- (2) 文化的景観の保護
 - ア. 選定及び解除
 - イ. 現状変更等の届出等
 - ウ. 「文化的景観保存計画」
- (3) 広義の文化的景観の保護
 - ア. 風景と[文化的景観]
 - イ. 世界遺産の分野における 文化的景観 と日本における文化的資産としての風景の保護
- 5. 文化的資産としての風景の包括的な保護に向けて
 - ・文化的資産としての名勝地の保護のために
 - (1) 名勝地保護の意義
 - (2) 将来に向けての視点
 - (3) 応用的研究に先立つ作業課題
 - ・資料
 - 1. 日本の文化財保護法における文化財の体系と保護
 - 2. 文化財保護法による名勝の指定件数（種類別）[平成22年（2010）3月1日現在]
 - 3. 文化財保護に係る法律・条例等による名勝指定等の件数（都道府県別）
 - 4. 名勝指定等の一覧
 - (1) 文化財保護法に基づく名勝の指定一覧（都道府県別）[平成22年（2010）3月1日現在]
 - (2) 文化財保護法に基づく記念物（名勝地）の登録一覧[平成22年（2010）3月1日現在]
 - (3) 都道府県の文化財保護条例等に基づく名勝指定等の一覧
 - (4) 市区町村の文化財保護条例等に基づく名勝指定等の一覧
 - 5. 文化財保護法により指定又は登録された名勝地の説明文等
 - (1) 文化財保護法により指定された名勝地の説明文等
 - (2) 文化財保護法により登録された名勝地の説明文
- 6. 史蹟名勝天然記念物保存法下における保存要目の解説等
 - (1) 『史蹟名勝天然記念物保存要目解説 名勝之部』（大正十年十二月、内務省）
 - (2) 『史蹟名勝天然記念物概観』（編纂兼発行者 東京市、大正十五年三月十日発行）抜粋

英文摘要 (Abstract)

英文目次 (Table of Contents)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

- (1) 平澤毅、文化財としての文化的景観の把握・理解・評価のための視点と調査研究の方向性について、奈良文化財研究所研究報告第1冊、『文化的景観研究集会(第1回)報告書 文化的景観とは何か? - その輪郭と多様性をめぐって - 』、査読無し、2009年、p.p.96-122
- (2) 平澤毅、造園遺産と目録作成の方向性について、平成21年度日本造園学会全国大会分科会講演集、査読無し、2009年、p.p.38-43
- (3) 平澤毅、日本における近代造園遺産の保護、遺跡学研究、査読無し、第5号、2008年、p.p.78-87
- (4) 平澤毅、文化遺産としての遺跡・庭園・公園の概念に関する比較考察、遺跡学研究、査読有り、第4号、2007年、p.p.179-190
- (5) 平澤毅、文化的資産としての近代庭園及び公園の保護、日本庭園学会誌、査読無し、第18号、2007年、p.p.117-172
- (6) 平澤毅、名勝庭園の歴史と展望、日本庭園学会誌、査読無し、第17号、2007年、p.p.111-128

〔学会発表〕(計6件)

- (1) 平澤毅、日本における文化遺産としての風致景観の保護と保全 - 特にその歴史と「名勝」の保護について - 、国際学術シンポジウム『名勝の現況と展望』(International Symposium on the Present & Future of the Scenic Sites ; “ ”) 平成21年10月30日、成均館大学(ソウル・韓国)
- (2) 平澤毅、重要文化的景観としての森林、第120回日本森林学会大会テーマ別シンポジウム:「文化的景観」としての森林の将来像、平成21年3月27日、京都大学

- (3) 平澤毅、文化財としての景観、平成20年度鳥取県文化財保護行政担当者会議、平成20年12月9日、湯梨浜町中央公民館

- (4) 平澤毅、名勝地としての文化財庭園、第5回文化財庭園フォーラム、平成20年10月19日、玖珠町立わらべの館

- (5) 平澤毅、文化遺産の保護の歩みと整備・活用をめぐる近年の動向、平成20年度兵庫県埋蔵文化財調査成果報告会、平成20年9月13日、兵庫県立博物館講堂

- (6) 平澤毅、文化遺産としての風景の保存、奈良文化財研究所第101回公開講演会、平成19年10月20日、平城宮跡資料館講堂

〔図書〕(計1件)

- (1) 平澤毅、日本における文化遺産としての風致景観の保護と保全 - 特にその歴史と「名勝」の保護について - 、韓国国立文化財研究所、『名勝の現況と展望』() 2009年、p.p.71-268、ISBN978-89-6325-185-1 93600

〔その他〕

ホームページ等については、現在準備中。

6. 研究組織

(1)研究代表者

平澤 毅 (HIRASAWA TSUYOSHI)
独立行政法人国立文化財機構
・奈良文化財研究所・文化遺産部
・遺跡整備研究室長
研究者番号: 00280610

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし